

特別養護老人ホーム灘海園 サービス利用料

平成30年度 8月制度改正版

1. 介護保険給付(介護保険法が定める法定利用料)

①基本サービス利用料

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割負担分	636	703	776	843	910

②その他加算される法定利用料

加算名称	加算内容	1割負担の場合
日常生活継続支援加算	重度の入居者を受入、介護福祉士を多く配置している。	46
看護体制加算Ⅰロ	常勤看護師を1名以上配置している。	4
夜勤職員配置加算Ⅱロ	ユニット型の施設にて、基準以上に夜勤職員を配置している。	18
個別機能訓練加算	個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき、機能訓練を行った場合。	12
栄養マネジメント加算	入居者の栄養状態を適切にアセスメントし、必要な人員を整えている。	14
処遇改善加算Ⅰ	キャリアパス要件及び定量的要件を満たした場合。	総単位数の8.3%
※初期加算	入居日から30日に限って加算。30日を超える入院等で退居し、再入居した場合も含む。	30
※入院・外泊時加算	病院等への入院や自宅へ外泊した場合、月6日を限度として一部自己負担が、この金額に変更になります。7日以降の自己負担はありません。	246
※療養食加算	医師の処方箋により療養食を提供した場合。1食を1回とする。	6
※看取り介護加算	死亡日以前4日～30日に看取りを行った場合。	144
	死亡日の前日と前々日に看取りを行った場合。	680
	死亡日に看取りを行った場合。	1,280

単位(円)

※印の加算項目は、対象者のみの算定となります。

2. 居住費及び食費について

利用者負担額の減免制度等の対象者の方は、その認定内容に基づいた負担額となります。

対象者	区分	居住費	食費	合計
標準(市民税 課税)	第4段階	1,970	1,380	3,350
世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超える方	第3段階	1,310	650	1,960
世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	第2段階	820	390	1,210
生活保護受給者の方など	第1段階	820	300	1,120

円

※預貯金等は配偶者がおられる方は合計200万円以上・おられない方は100万円以上お持ちの方は対象外です。

※配偶者が市民税を課税されている場合は世帯が分かれていても軽減の対象外です。

※非課税年金とは公的年金等(国民年金、厚生年金、共済年金等)の遺族年金、障害者年金のことです。寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金も含まれます。

3. 1割負担の方の1ヶ月(31日)の利用料。(概ね次の通りとなります)

第4段階の方(標準)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割分	636	703	776	843	910
加算分	94	94	94	94	94
処遇改善	61	66	72	78	83
居住費	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970
食費	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
1日の利用料(合計)	4,141	4,213	4,292	4,365	4,437
1ヶ月の利用料(31日分)	128,371	130,603	133,052	135,315	137,547

円

第3段階の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割分	636	703	776	843	910
加算分	94	94	94	94	94
処遇改善	61	66	72	78	83
居住費	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310
食費	650	650	650	650	650
1日の利用料(合計)	2,751	2,823	2,902	2,975	3,047
1ヶ月の利用料(31日分)	85,281	87,513	89,962	92,225	94,457

円

第2段階の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割分	636	703	776	843	910
加算分	94	94	94	94	94
処遇改善	61	66	72	78	83
居住費	820	820	820	820	820
食費	390	390	390	390	390
1日の利用料(合計)	2,001	2,073	2,152	2,225	2,297
1ヶ月の利用料(31日分)	62,031	64,263	66,712	68,975	71,207

円

第1段階の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割分	636	703	776	843	910
加算分	94	94	94	94	94
処遇改善	61	66	72	78	83
居住費	820	820	820	820	820
食費	300	300	300	300	300
1日の利用料(合計)	1,911	1,983	2,062	2,135	2,207
1ヶ月の利用料(31日分)	59,241	61,473	63,922	66,185	68,417

円

4. 2割負担の方の1ヶ月(31日)利用料。(概ね次の通りとなります)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険2割分	1,272	1,406	1,552	1,686	1,820
加算分	188	188	188	188	188
処遇改善	121	132	144	156	167
居住費	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970
食費	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
1日の利用料(合計)	4,931	5,076	5,234	5,380	5,525
1ヶ月の利用料(31日分)	152,861	157,356	162,254	166,780	171,275

円

5. 3割負担の方の1ヶ月(31日)利用料。(概ね次の通りとなります)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険3割分	1,908	2,109	2,328	2,529	2,730
加算分	282	282	282	282	282
処遇改善	182	198	217	233	250
居住費	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970
食費	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
1日の利用料(合計)	5,722	5,939	6,177	6,394	6,612
1ヶ月の利用料(31日分)	177,382	184,109	191,487	198,214	204,972

円

6. 高額介護サービス費について

「高額介護サービス費」とは、介護サービス利用料として支払った額が自治体によって決められている「負担上限額」を超えると、超過した分が払い戻される制度です。

上限額の基準は以下になっております。

	対象者	自己負担上限額(月額)	自己負担上限額(年額)
第一段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税の方	15,000円(個人)	上限なし
第二段階	・世帯全員が住民税非課税で、年金収入が80万円以下の方等	15,000円(個人) 24,600円(世帯)	上限なし
第三段階	・世帯全員が住民税非課税で、第二段階に該当しない方	24,600円(世帯)	上限なし
第四段階	・一般(住民税課税世帯)	44,400円(世帯)	446,400円(世帯)※1
第五段階	・現役並みの所得がある方※2	44,400円(世帯)	上限なし

※1

年間を通じての負担額が増えないようにする為、年間の自己負担上限額があります。

※2

現役並み所得がある方の基準は、高齢者医療と同様とし、課税所得145万円以上。ただし、課税所得145万円以上の場合でも、同一世帯内の65歳以上の方の収入が1人のみの場合383万円、2人以上の場合520万円に満たない場合には第四段階になります。